

百舌鳥・古市古墳群におけるモニタリングの実施について

1. 主旨・目的

- ・世界遺産となった資産については、保存状態等を定期的に確認するモニタリング（経過観察）の実施が求められる。
- ・百舌鳥・古市古墳群におけるモニタリングの内容については、**H30**年にユネスコへ提出した「包括的保存管理計画」に概要を示したところであり、これを実施にうつすため、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会事務局（以下「事務局」という。）は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会（以下「学術委員会」という。）の助言を得て、具体的な観察手順の検討および記入フォーマットの作成を行ってきた。
- ・今後、事務局は、関係機関（大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市・宮内庁）の協力の下で作業を行い、学術委員会の意見を踏まえつつ、モニタリング結果の報告書（年次報告書）を毎年とりまとめ、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）へ報告することとする。
- ・モニタリングの開始にあたっては、まずは緩衝地帯および来訪者の動向など、資産全体に関わる事項ならびに構成資産のうち史跡にかかる事項について試行的に実施し、その結果に基づいて観察内容の精査を行うこととする。さらに、全構成資産を対象とした本格実施後もモニタリングの結果とあわせて観察項目について評価を行い、実態に合わせて記入フォーマットについても随時改定していくこととする。

2. 標準スケジュール（案）

（モニタリング対象年）

- ・1～**12**月：関係機関で保存管理を実施
（翌年）
- ・1月上旬：前年1～**12**月分のデータについて、事務局から関係機関へ照会
- ・1月中：関係機関から事務局へ回答
- ・2月前半：事務局において、年次報告書（案）のとりまとめ
- ・2月後半～3月：学術委員会において、年次報告書（案）を提示
- ・3月：協議会において、年次報告書を報告